

事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件

第1章 総則

（目的）

第1条 和歌山市都市建設局建設総務部建設総務課所管の事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）（以下「事後審査電子入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、和歌山市建設工事等一般競争入札実施要綱（平成15年7月1日施行）、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施要領（平成23年7月1日施行）、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市契約規則第6条第2号の規定に基づき不納付とする。

（申請書等）

第3条 事後審査電子入札に係る競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書（建設工事に限る。以下「誓約書」という。）及び競争入札参加資格確認資料は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

（入札等）

第4条 入札参加者は、受付期間内に入札に付する事項ごとに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、入札書を本市が設置する和歌山市建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

2 前項の場合において、入札参加者は、電子入札システムにより提出した入札書記載金額の工事費内訳書（建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務費内訳書をいう。以下同じ。）を本市の指定様式により作成し、電子入札システムにより提出すること。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力すること。

4 電子入札システムにより提出した入札書及び工事費内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（辞退）

第5条 入札参加者は、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

- （1）入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われなような状態をもたらすこと。
- （2）他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。

2 入札参加者は、落札予定者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 天災等の不可効力により、入札を公正に執行することができないと認められる場合には、入札を延期し、又は取りやめることがある。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第8条 事後審査電子入札において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 電子認証書を取得していない者がした入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに不正な行為によってされたと認められる入札
- (5) 同一事項の入札について、同一人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 工事費内訳書を電子入札システムにより提出しない者のした入札
- (7) 紙入札参加届出の受理を得ずに紙入札により行った入札
- (8) 共同企業体の入札において、共同企業体の代表者以外の構成員がした入札
- (9) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第9条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。ただし、入札金額のけたを取り違えて記載した表示上の錯誤である場合は、この限りでない。

(入札の失格)

第10条 次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合、当該金額を上回った入札を行った者
- (2) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (3) 失格価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (4) 提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を行わない者
- (5) 低入札価格調査基準価格を下回る入札において、提出期限までに第25条に定める資料の提出を行わない者

(落札予定者及び落札者の決定)

第11条 事後審査電子入札の開札は、開札の結果、落札決定を保留した上で、最低の価格を提示した者を落札予定者とし、提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を受けた後、入札参加資格の確認の審査の結果、入札参加資格が適正であると認めた者を落札者とする。なお、金額にかかわらず、落札者となった者は、工事期間中に技術管理課が実施する「現場施工体制等の調査・処理基準」に基づく調査に協力しなければならない。

(落札となるべき同価格の落札予定者が2人以上ある場合の落札予定者の決定)

第12条 落札予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、落札決定を保留

した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

- 2 審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めたときは、直ちに、次順位の最低の価格を提示した者又は第1項の次順位者を落札予定者とし、提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を受けた後、当該審査を行い落札者を決定するものとする。

(落札者の通知)

第13条 落札者が決定したときは、入札参加者に速やかに結果を通知するものとする。

(入札の結果)

第14条 入札の結果については、開札調書により建設総務課及び市政情報課で閲覧できるものとし、和歌山市ホームページにおいても掲載するものとする。

(低入札価格調査)

第15条 低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格価格以上の入札が行われた場合、落札予定者に対し低入札価格調査を行う。

- 2 低入札価格調査においては、市の行う調査に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならないことがある。

(低入札価格調査を行う者のうち最低価格の入札者が2人以上ある場合の落札予定者の決定)

第16条 前条第1項に規定する低入札価格調査を行う者のうち、最低価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

(再度入札)

第17条 事後審査電子入札における入札回数は1回とし、再度入札は行わないものとする。

(契約の保証)

第18条 落札者は、契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 銀行や本市が確実と認める金融機関による保証
- (4) 定額てん補方式による履行保証保険契約の締結（なお、この保証を付したときには、この保険契約締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。）
- (5) 損害保険会社の公共工事履行保証証券による保証
- (6) 無記名式利付国債又は地方債の担保

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第19条 落札者は、本市指定の契約書（和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書）の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により建設総務課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

- 2 和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、議決があつたときに契約が確定する。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。
- 4 前項に規定する場合において、その事由が落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は落札金額の100分の5に相当する額の違約金を和歌山市に支払わなければならない。
(技術者の専任配置等)

第20条 落札者が工事現場に専任で置かなければならない技術者については、次に掲げるところによる。この場合において、専任とは、他の工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する営業所ごとに置くべき営業所技術者又は建設業法第15条第2号に規定する営業所ごとに置くべき特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）との兼務を認めないことを意味し、専任の技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

- (1) 専任の技術者を置かなければならない工事は、工事一件の請負代金額が4,500万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上又は予定価格が4,500万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上の工事
- (2) 専任の監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者の配置必要）を置かなければならない工事は、下請代金総額が5,000万円（建築工事にあつては、8,000万円）以上又は予定価格が6,000万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上の工事
- 2 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に専任で置くことができない場合は、入札を辞退しなければならない。
- 3 落札者が工事現場に配置しなければならない監理技術者については、予定価格が6,000万円以上の工事とする。
- 4 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に配置できない場合は、入札を辞退しなければならない。
- 5 専任の主任技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者を兼務することができる。
 - (1) 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
 - (2) 兼務する工事の件数が2件であること。
 - (3) 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
 - (4) 兼務する工事がすべて国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (5) 兼務する工事双方の監督職員に、主任技術者の兼務について書面により承諾を得ること。
- 6 専任の主任技術者又は監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。（専任特例1号監理技術者等）ただし、工事途中で請負金額（税込）が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - (1) 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

- (2) 工事現場間の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
 - (3) 下請け次数が3を超えていないこと。
 - (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
 - (5) CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
 - (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事の件数が2件を超えないこと。
 - (9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (10) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者等の兼務について書面により承諾を得ること。
- 7 専任の監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の監理技術者を兼務することができる。（専任特例2号監理技術者）
- (1) 兼務する工事の件数が2件までであること。
 - (2) それぞれの工事現場に、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置させること。
 - (3) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (4) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者の兼務について書面により承諾を得ること。
- 8 同一の主任技術者又は監理技術者が、第6項の規定による工事現場と前項の規定による工事現場を兼務することはできない。
- 9 営業所技術者等については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、工事途中で請負金額（税込）が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。また、同項の規定は、第6項及び第7項の規定を適用する場合を除く。
- (1) 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 営業所と工事現場の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
 - (3) 下請け次数が3を超えていないこと。
 - (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
 - (5) CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
 - (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を

用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

(8) 兼務する工事の件数が1件を超えないこと。

(9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。

(10) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

(11) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(施工体制台帳及び施工体系図の提出等)

第21条 落札者は、下請契約の有無に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事を所管する課に工事着手までに提出するとともに、施工体制台帳については工事現場ごとに備え置き、施工体系図にあっては、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、提出部数は2部とし、内1部は技術管理課用とする。

2 前項に規定する施工体制台帳には、契約金額を記入した全ての下請契約書の写しを添付しなければならない。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について)

第22条 落札者は、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）の対象とする建設工事に該当する場合は、落札後速やかに同法第12条に規定する説明を行い、同法第13条の規定に基づく書面を作成してこれを相互に交付しなければならない。ただし、落札価格により同法が規定する対象建設工事に該当しなくなった場合は、この限りでない。

(異議の申立)

第23条 入札をした者は、入札後、この入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(工事費内訳書の提出)

第24条 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。この場合において、工事費内訳書を提出しないで行った者の入札は、第8条第6号の規定により無効とする。

2 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

3 提出される工事費内訳書は、返却しないものとする。

第2章 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者に係る特記入札条件（予定価格が1億円以上の工事について適用する。）

(資料の提出及び入札の失格)

第25条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、次に定める資料を指定された提出期限までに建設総務課へ提出しなければならない（いかなる理由であろうとも、これに遅延した場合は失格とみなす。）。この場合において、所定の資料を何ら提出しない者の行った入札は失格とし、提出書類に不備不足があるものは減点の対象とする。

(1) 積算の内訳（要件：設計図書の全ての項目について自社の見積金額の記載を要する。）

(2) 全ての一次下請に関する見積書の原本（工事にあつては、工事概要の記載を要する。）

- (3) 使用資材についての購入に関する見積書の原本（電話照会・実績等の資料は認めない。）
- (4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費並びにプラント工事にあつては据付間接費及び設計技術費（以下「諸経費」という。）の各項目別内訳金額（積算根拠の記載を要する。）

(5) 次に掲げる低入札価格調査に関する様式

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 調査対象工事に関連する手持工事の状況
- ウ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- エ 労務者の確保計画
- オ 下請予定業者届出書
- カ 調査対象工事に使用する手持資材の状況
- キ 資材購入先一覧
- ク 配置予定技術者等名簿
- ケ 調査対象工事に使用する手持機械の状況
- コ 建設副産物の搬出地

(6) 工程表

- 2 前項に規定する資料について、提出後における追加又は訂正は一切認めない。
- 3 第1項に規定する資料は、工事番号及び工事名等を記載し、記名した表紙を付けて、A4版ファイルに托じて提出するものとする。この場合において、提出した資料は返却しない。

（諸経費の積算）

第26条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者は、諸経費の積算に当たっては、諸経費を構成する各項目における内容について積み上げによる積算を行うものとし、低入札価格調査においては、前条第1項第4号の書面により、金額及び根拠を説明しなければならない。なお、各項目を積上計上とせず、一式計上のみとしているもの及び不足額（会社補填）としてマイナス計上しているものは認められない。

- 2 前項に規定する諸経費の積算は、土木工事標準積算基準書、公共建築工事積算基準、下水道用設計標準歩掛表等の各基準書に定める各々の項目及び内容について行うものとする。

（落札者とししない場合の基準）

第27条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査の結果、次のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、その者を落札者とししない。

- (1) 第25条第1項に規定する資料が不足している場合又は要件を満たしていない場合
- (2) 第25条第1項に規定する資料の内容又はその内容についての説明が、次に掲げる事項に該当すると認められる場合
 - ア 提出した直接工事費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合
 - イ 提出した諸経費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合
 - ウ 低入札価格調査の結果、合格基準点（設問全体の65%の得点率）を下回った場合
 - エ 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない又は一括計上されている場合
 - オ 積算の内訳が、専門工事（建設業法第2条第1項に規定する別表の上覧に掲げる建設工

事のうち、一式工事を除いた工事をいう。以下同じ。)を自社施工しないこととしている場合において、下請との間に専門工事に係る下請契約書を締結せずに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第4条第1項で禁止している下請から労務の提供のみを受けて工事を完成することとして積算の内訳を作成している場合

カ 専門工事を自社施工せずに一次下請から数次の下請に施工させることとして積算の内訳を作成している場合において、元請及び一次下請並びに更に下位下請の当該現場における管理部門の役割を明確に説明できない場合

キ 当該現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の人件費、雇用保険料、健康保険料等の必要経費が計上されていない場合

ク 配置予定技術者と元請との雇用関係が確認できない場合

ケ 配置予定技術者が、他工事の専任技術者又は現場代理人で配置されていることが明白である場合

コ 下請又は使用資材に係る見積記載金額を自社積算に反映していない場合

サ 積算書の内容が、専門工事を自社で雇用する従業員で施工することとしている場合において、元請と従業員の雇用関係が確認できない場合

シ 下請予定業者、資材納入業者等に対して聞き取り調査を行った結果、これらの業者が不当に低額で見積書を作成させられたことが明白であると認められる場合

(3) 施工計画書又は施工要領書に記載すべき事項であり、元請として当然に把握すべき、工程管理、安全管理、品質管理、施工方法等について、具体的な説明が得られない又は説明に妥当性がない場合

(4) 諸経費の積算が、前条に規定する要件を満たしていない又は適切な説明が得られない場合

(5) 第24条に規定する工事費内訳書の各項目ごとの金額と、第25条第1項に規定する積算内訳の直接工事費、諸経費の各項目ごとの金額及び合計額に整合性が認められない場合

(6) 過去1年以内に賃金不払い等で労働基準監督署から検察庁への書類送検を受けている場合

(7) 過去1年以内に建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がくだされた場合（ただし、和解的仲裁判断を除く。）

（異議の申立）

第28条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査の内容及びその結果について、当該入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（落札者となった場合の取扱い）

第29条 低入札価格調査の結果、落札者となった者は、当該工事の完成後、第25条第1項に定めた低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完成後の完了実績を対比するための資料を作成して速やかに提出しなければならない。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、下請代金の支払状況、支払の時期等についての資料を作成し、調査を受けなければならない。

2 前項に規定する調査資料の書式は、別に定める。

3 第21条の適用を受ける。

4 第25条第1項第5号オの下請予定業者が、やむを得ず変更となる場合は、建設総務課に下

請予定業者変更届出書を提出すること。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、再度ヒアリング等調査を受けなければならない。